

林野庁
令和 6 年度当初予算及び
令和 5 年度補正予算について

林野庁 木材産業課、木材利用課

令和6年度

木材産業課関係予算

概算決定の概要

令 和 5 年 1 2 月

林野庁

目 次

頁

1 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 1

　　うち 林業・木材産業循環成長対策 2

　　うち 建築用木材供給・利用強化対策 3

2 安全な木材製品等流通影響調査・検証事業 4

3 放射性物質被害林産物処理支援事業 5

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和6年度予算概算決定額 14,397,655 (16,142,891) 千円】

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策) 45,810,895千円)

(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円)

<対策のポイント>

カーボンニュートラル等を実現し、花粉発生量の削減にも資するよう、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の全体像>

1. 林業・木材産業循環成長対策

- 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐を支援
- 木材加工流通施設、木造公共建築物の整備を支援
- 木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援

5. 森林・林業担い手育成総合対策

- 新規就業者への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、林業経営体の労働安全対策を支援

2. 林業デジタル・イノベーション総合対策

- 林業機械の自動化・遠隔操作化や木質系新素材の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、新技術を活用する高度技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築を支援

6. 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

- 伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる経営モデルの構築を支援

3. 建築用木材供給・利用強化対策

- 都市部における建築用木材の利用実証・普及、JAS製材のサプライチェーン構築、製材やCLTを用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証を支援

7. 林業・木材産業金融対策

- 意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

4. 木材需要の創出・輸出力強化対策

- 木の効果の見える化や木材製品の輸出促進を支援
- 「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大を支援

8. 森林・山村地域振興対策

- 地域住民や地域外関係者による森林の保全管理等を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円】
(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,585,500千円)
(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内数)

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低成本造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000,048千円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等 定額 (1/2、1/3以内等) 等



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策 (ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再造林低コスト化促進対策

低成本再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)

川 上 : 森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業の生産基盤強化に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川 中 : 製材事業者、合板事業者等

川 下 : 木材需要者

林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

(地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備 (枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、特用林産振興施設等の整備 (廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、木造公共建

築物等の整備

[お問い合わせ先] 林野庁計画課 (03-6744-2082)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策

【令和6年度予算概算決定額 1,000,621 (1,197,980) 千円】

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 1,800,000千円)
(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内数)

<対策のポイント>

森林経営の持続性を担保しつつ、サプライチェーンの強化や建築用木材の利用実証・普及等の都市の木造化等促進、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備による安定需要拡大を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

- ① 中層建築物に重点を置いた建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等)の利用実証、改正建築基準法等に対応した強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及を支援します※¹。
- ② 円滑な木材供給のための環境整備に向け、川上から川下までが連携した木材安定供給体制の構築や、JAS製材サプライチェーン構築に向けた中小工務店と製材工場のマッチング、木材産業における作業安全推進や輸送効率化に向けた取組等を支援するとともに、外国人材の受入れに向けた環境整備を実施します。

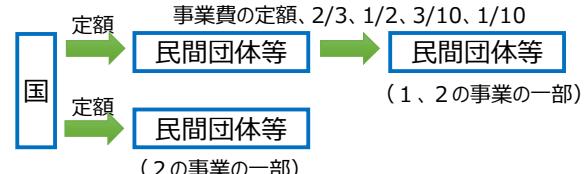
2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

- ① CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る設計・建築の実証等※¹を支援します。
- ② 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、標準的な木造化モデルの作成や低コストな接合金物の開発等を支援します。
- ③ 大径材等の活用に向けた設計手法や効率的な加工技術の開発・普及を支援します。
- ④ CLT建築物等の設計者・施工者の育成への支援やBIM※²を活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討、森林・林業の持続可能性を求める国際的な動きに対応した木材供給に向けたガイダンスの検討を実施します。

※ 1 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

※ 2 BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証



強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発

製材工場 等 川中



CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



CLTを活用した先駆的な建築物の実証

CLT・LVL等の利用に向けた技術開発



木造建築物のBIMモデル

＜対策のポイント＞

消費者に安全な木材製品等を供給するため、**木材製品や作業環境などに係る放射性物質の調査・分析を行うとともに、木材製品等に係る安全証明体制の構築**を図ります。

＜政策目標＞

汚染実態等を継続的に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的確に推進

＜事業の内容＞

1. 木材産業に係る放射性物質継続調査

- 製材工場等での原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程を対象とした、**原木、木材製品、作業環境などの放射性物質の調査・分析を継続的に支援します。**

2. 安全証明体制の構築に向けた支援

- 多様な木材製品等の安全と安心を確保するため、**木材製品等に係る安全証明体制の構築を支援します。**
 - ① **木材製品等の流通調査・分析を支援します。**
 - ② **木材製品等の安全を確保するため、放射性物質測定装置の設置等による効果的な検査体制の構築を支援します。**
 - ③ **風評被害の防止に向けた活動を支援します。**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

安全な木材製品等の供給

原木・木材製品等の放射性物質調査や安全証明体制の構築を支援。



原木・木材製品等の検査体制等の整備



安全証明体制に向けた有識者検討会

放射性物質測定装置の設置



風評被害防止対策の実施

[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-6744-2472)

放射性物質被害林産物処理支援事業

【令和6年度予算概算決定額 312,200 (312,200) 千円】

<対策のポイント>

事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するための**放射性物質被害を受けた林産物の焼却、運搬、仮置き等の費用を支援します。**

<政策目標>

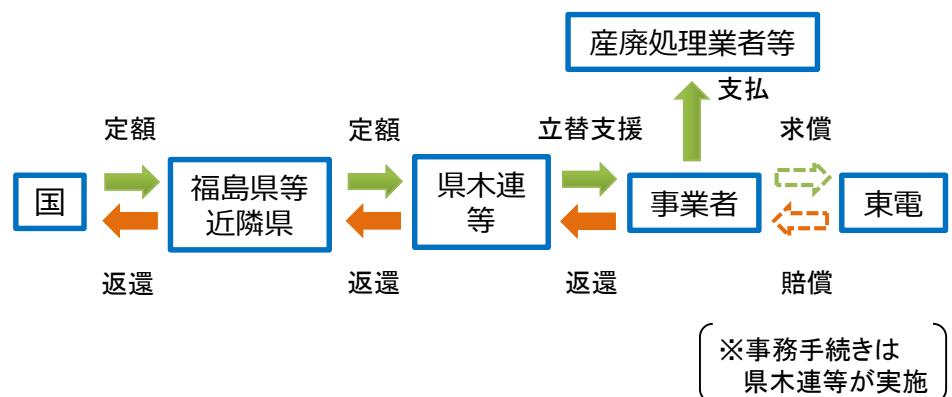
森林・林業の再生を通じた被災地の復興

<事業の内容>

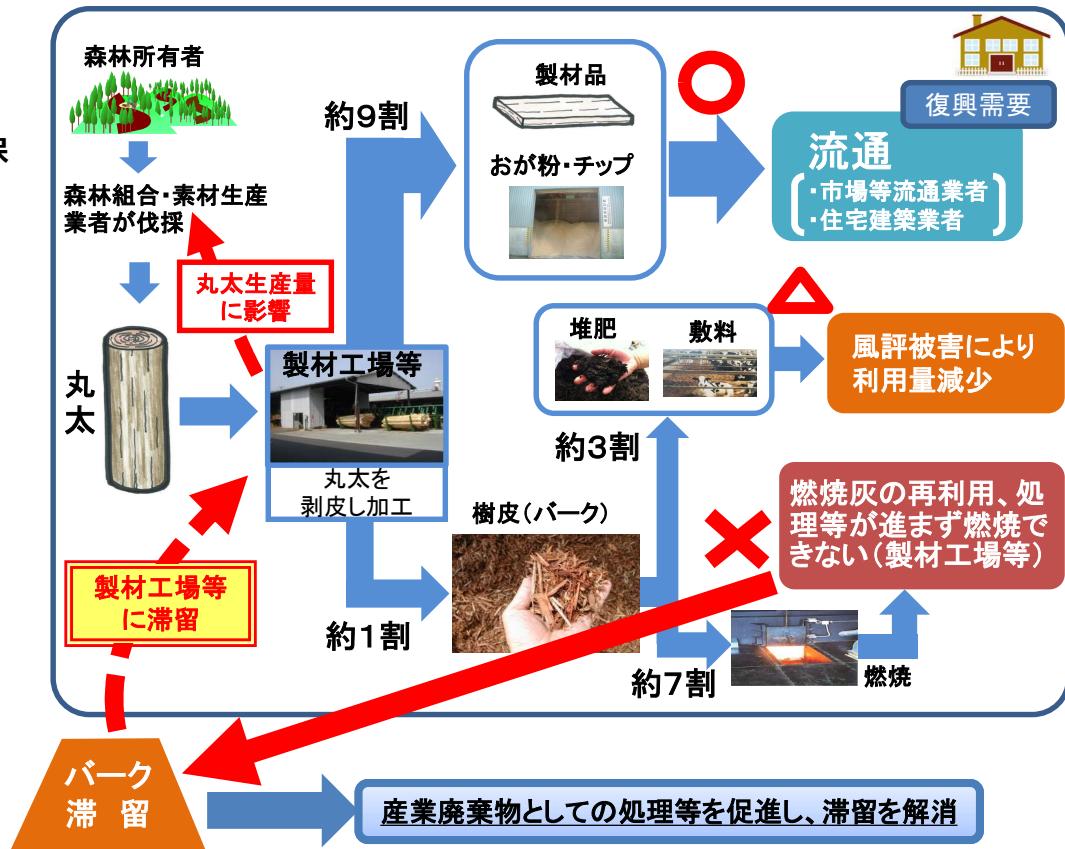
1. 樹皮(バーク)等の処理に向けた支援

- 地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮(バーク)、ほだ木等の**放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管等の費用を立替支援します。**

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-6744-2472)

令和 6 年度

木材利用課関係概算決定の概要

令和 5 年 12 月
林野庁

目 次

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	2
I 林業・木材産業循環成長対策	3
1 木質バイオマス利用促進施設整備	
2 木造公共建築物等の整備	
II 木材需要の創出・輸出力強化対策	6
1 非住宅建築物等木材利用促進事業	
2 木質バイオマス利用環境整備事業	
3 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	
4 「クリーンウッド」実施支援事業	
5 ウッド・チェンジ拡大促進支援事業	
○ 持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業	12
○ 國際熱帶木材機関本部事務局設置経費	13

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和6年度予算概算決定額 14,397,655（16,142,891）千円】
(令和5年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策） 45,810,895千円)
(令和5年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策） 6,000,110千円)

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラル等を実現し、花粉発生量の削減にも資するよう、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

＜事業の全体像＞

1. 林業・木材産業循環成長対策

- 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐を支援
- 木材加工流通施設、木造公共建築物の整備を支援
- 木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援

2. 林業デジタル・イノベーション総合対策

- 林業機械の自動化・遠隔操作化や木質系新素材の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、新技術を活用する高度技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築を支援

3. 建築用木材供給・利用強化対策

- 都市部における建築用木材の利用実証・普及、JAS製材のサプライチェーン構築、製材やCLTを用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証を支援

4. 木材需要の創出・輸出力強化対策

- 木の効果の見える化や木材製品の輸出促進を支援
- 「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大を支援

5. 森林・林業担い手育成総合対策

- 新規就業者への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、林業経営体の労働安全対策を支援

6. 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

- 伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる経営モデルの構築を支援

7. 林業・木材産業金融対策

- 意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

8. 森林・山村地域振興対策

- 地域住民や地域外関係者による森林の保全管理等を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円】
(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,585,500千円)
(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内数)

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000,048千円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等 定額 (1/2、1/3以内等) 等



<事業イメージ>

林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策（ナラ枯れ被害対策支援を強化）

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等



川中：製材事業者、合板事業者等

川下：木材需要者

林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

(地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備（枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化）、特用林産振興施設等の整備（廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化）、木造公共建

築物等の整備

木質バイオマス利用促進施設整備

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円の内数】

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※5

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。

都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《補助対象》

■未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チッパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラ
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの

※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの

※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合

※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外

※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

木造公共建築物等の整備

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円の内数】

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○**補助対象**：公共建築物の木造化や内装木質化

○**補助率**：定額（1／2以内 等）

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○**事業実施主体**：地方公共団体、民間事業者等
(都市の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
(物販施設は対象外)



○事業のポイント

・木材利用の波及効果・展示効果の発揮

事業対象とする施設については、都市の木造化推進法第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の者に利用される非営利目的の施設であり、延べ面積が300m²以上であること。

木造化：原則として、床面積1m²あたりの地域材利用量が0.18m³以上であること。

内装木質化：地域材を用いて木質化を行う箇所の合計面積が300m²以上であること。

・合法伐採木材使用の促進

製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること。

・JAS 製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用すること。

・中層等の公共建築物の整備促進

地域材の計画的な調達に寄与する材工分離発注方式の活用を優先的に支援。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和6年度予算概算決定額 298,089 (424,536) 千円】

(令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部)

390,000千円)

(令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内数)

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、木材利用の意義の普及促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 | 56,706千円 |
| 木の効果の見える化や、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組等を支援します。 | |
| 2. 木質バイオマス利用環境整備事業 | 108,454千円 |
| 林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。 | |
| 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 | 20,839千円 |
| 産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。 | |
| 4. 「クリーンウッド」実施支援事業 | 52,848千円 |
| 事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。 | |
| 5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業 | 28,000千円 |
| 国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、普及啓発を推進します。 | |
| 6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業 | 31,242千円 |
| 生産性向上等のモデル的取組、おが粉の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、きのこのDNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。 | |

<事業イメージ>

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



地域内エコシステムのモデル構築や横展開の取組を支援



各種イベントの開催やブース出展



おが粉の需給動向の把握



ICT機器設置による生産性向上
Webコンテンツの制作と情報発信



輸出先国的情報収集

<事業の流れ>

国

定額、委託

民間団体等

[お問い合わせ先]

(1～5の事業)
(6の事業)

林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
経営課 (03-3502-8059)

非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和6年度予算概算決定額 56,706千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等木の効果を見る化する取組を支援とともに、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的取組等を支援します。

<事業の内容>

1. 木の建築物の効果検証・発信

非住宅建築物の木質化を促進するため、利用者の生産性向上や経済面への影響の実証情報の収集・分析等を通じて、木質化の効果を見る化する取組を支援します。

2. 地域における非住宅木造建築物整備推進

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域協議会等への専門家派遣や、地域での木造建築物整備を担う工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組等を支援します。

<事業イメージ>

<事業の流れ>

国

定額
→

民間団体等

主な支援対象

生産性向上、経済面への影響の実証情報の収集・分析等による木の効果を見る化する取組

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化

主な支援対象

地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的取組等



非住宅建築物等における木材利用の拡大

[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

木質バイオマス利用環境整備事業

【令和6年度予算概算決定額 108,454千円】

＜対策のポイント＞

木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援します。また、小規模な熱利用を主とする「地域内エコシステム」の普及のため、モデル構築の取組や関連する技術開発などを支援するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援します。

＜事業の内容＞

1. 林地残材等利用環境整備事業（新規）

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

(1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業

①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。ESCO事業※など、**熱利用の普及加速に資するテーマに取り組む地域を優先的に支援**します。

②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

(2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業

①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）の構築**を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

※ESCO事業：エネルギー供給事業者が省エネ効果が見込まれるシステムを提案し、ボイラー等の設置から維持・管理までを含む包括的なサービスを提供する事業

＜事業の流れ＞



林地残材の利用促進に向けた環境整備



林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証

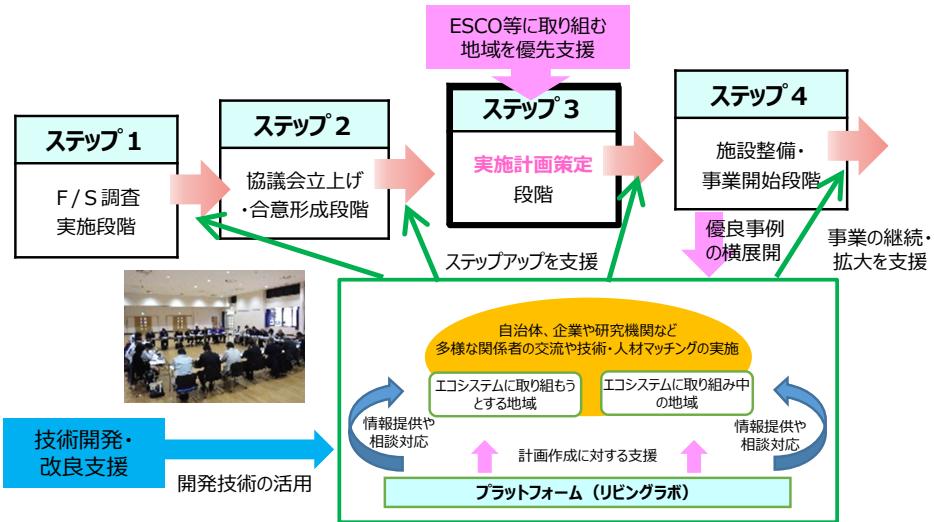


＜事業イメージ＞



林地残材の利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和6年度予算概算決定額 20,839千円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、輸出産地育成に向けた地域の体制づくり、国内における輸出促進セミナーの開催などを通じた木材輸出産地の育成強化・促進、木造建築物等の適切な施工体制を構築する中国・韓国・米国・台湾等での木造技術講習会の開催を支援します。

<事業の内容>

1. 木材製品輸出産地育成

輸出産地の育成を促進するため、地域における木材輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るために産地協議会の設置や運営、貿易実務に精通した専門家の派遣や、国内における輸出促進セミナーの開催等を支援します。

1. 輸出産地育成に向けた地域の体制づくりや、輸出促進セミナーの開催を支援



輸出に取り組む機運を拡大するセミナー

2. 日本式木造建築物等技術者育成

輸出先国における適切な施工体制を構築するため、中国・韓国・米国・台湾の建築士等を対象とした現地での技術講習会や、国内における建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会の開催を支援します。

2. 輸出先国における技術者を育成するための講習会等を支援



海外における建築士等を対象とした技術講習会

<事業の流れ>

国



民間団体等

「クリーンウッド」実施支援事業

【令和6年度予算概算決定額 52,848千円】

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、合法性確認の取組に対する支援や、人材の養成、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供を実施します。

＜事業の内容＞

1. 合法性確認の能力強化等

①事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発

- 合法性確認の実施及び体制整備等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する研修等の実施を支援します。
- 合法伐採木材等の流通促進に関する業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者への普及啓発を支援します。

②合法性確認実施指導者養成、制度の周知（新規）

- 事業者の合法性確認を指導・支援する人材の養成及びデジタル化の促進等に向け、業界団体等に対するワークショップ等を開催します。
- 改正法の施行に向け改正法の制度の内容や運用に関するパンフレット等の作成や説明会等を行います。

2. 専門委員会の設置・運営

- 合法伐採木材等の流通促進に関する専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び国別情報の更新を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)(平成29年5月施行)

○国の責務【第4条】

- 必要な資金の確保
- 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
- 登録制度の周知
- 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

○事業者の責務【第5条】

- 合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

○指導及び助言【第7条】

- 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言を行う。

合法性確認の能力強化等【補助・委託】



- 木材関連事業者に対する研修を実施
- ワークショップ等の開催
- 普及啓発を実施

専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】



国別情報



情報提供サイト
「クリーンウッド・ナビ」

- 登録事業者等CW法関係情報を提供
- 各国の制度や違法伐採関連情報を調査・更新

[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2496)

ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

【令和6年度予算概算決定額 28,000千円】

<対策のポイント>

国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。
なお、執行においては、改正クリーンウッド法の周知にも資するよう配慮します。

<事業の内容>

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、次の取組を支援します。

- 優れた国産材製品や木造建築物等の広報と展開や、地域関係者連携等による木製品の高付加価値化に繋がる取組
- 木製品（食器、文具類等）のトライアル使用を通じた利用者の評価調査の実施等、事業者における身近な木製品の導入を促進する取組
- 多様な媒体による国産材利用の意義等に関する発信や木育等の学ぶ機会のファシリテーターの育成に資する活動等、国産材利用の意義等に関する情報発信・木育等学びの機会の充実化を図る取組

<事業イメージ>

【目的】

国産材需要の拡大に向けて、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発

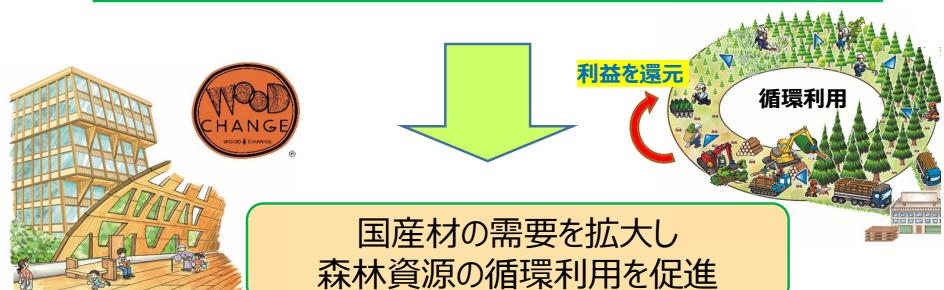
【実施内容】

東京近郊で兆しが見え始めた非住宅建築物の木造化の動きを全国的な動きとして展開させつつ、国産材利用の価値を向上させる建築物等の展開を図り、事業者や消費者の国産材の利用意義への理解を促し、国産材の意識的な購入・選択につなげる。

【アウトカム】

企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進

<事業の流れ>



国産材の需要を拡大し
森林資源の循環利用を促進

持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業

【令和6年度予算概算決定額 75（75）百万円】

＜対策のポイント＞

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「持続可能な森林経営」の実践及び「持続可能な木材利用」の推進体制の構築を支援します。これにより、森林の伐採や利用を制限するだけでなく、森林の持続性を確保します。

＜事業目標＞

ITTO加盟国のうちの10か国以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

＜事業の内容＞

1. 背景・課題

- ① 森林は二酸化炭素を吸収し、木材は炭素を固定することから、持続可能な森林経営と木材の利用・供給に係る体制の構築は、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に大きく寄与します。G7会合においても、その重要性を確認・発信しました。
- ② 他方、農地拡大等による熱帯林減少に歯止めがかからないことを背景に、生物多様性条約の下での「生物多様性枠組」における保護地域の確保等、森林の保護を強化（森林の伐採や利用を制限）しようとする国際的な潮流が広がりつつあります。
- ③ これに対し、ITTOは、各國がそれぞれ特有の事情を抱えている中で、一律に森林を保護するだけでなく、これまでの熱帯林における「持続可能な森林経営」の知見を活かして、地域ニーズと協調しながら、国際目標の達成に貢献することが可能です。

2. 事業の内容

① 我が国の経験を活用した「持続可能な木材利用」の展開支援

40（30）百万円

G7会合等で、新たに「持続可能な木材利用」の重要性が確認されたことを受け、アジア・太平洋地域における木材利用拡大プロジェクトの展開等を支援します。

② 地球規模課題と地域ニーズへの対応を最適化する持続可能な熱帯林経営の実践

35（45）百万円

南米・アフリカ等を対象に、熱帯林の生物多様性の保全や食料生産と調和した持続可能な熱帯林経営とその利用を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

持続可能な木材利用（SWU）

- ・G7において、SFMに加え、我が国から発信。
- ・我が国は、長い木の文化の歴史を有し、近年はSWUの取組を官民連携で推進。
- ・その経験をもとに、輸出に依存してきた熱帯木材生産国を対象に、木材利用推進を支援。

持続可能な森林経営（SFM）

- ・持続可能な木材利用の大前提として、持続可能な森林経営は必須。
- ・特に、南米・アフリカ等の熱帯地域においては、地域のニーズを考慮した、合法で持続可能なサプライチェーンの構築が必要。

G7での成果を受け、
SFMとSWUをつなぐ「持続可能なサプライチェーンの構築」により、
熱帯林の保全とカーボンニュートラルを実現



- ✓ 热帯林を擁する途上国における、地域ニーズを踏まえた持続可能な森林経営の確立
- ✓ 持続可能な森林経営の実践により、国際ルールメイキングへの途上国の参画と国際目標の達成を支援
- ✓ 持続可能な木材利用の展開により、森林資源を循環的に利用し、脱炭素社会を実現



あわせて、森林を保護（伐採や利用を制限）するだけでなく、
持続可能な利用を通じ、国際目標の達成に貢献

[お問い合わせ先] (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

国際熱帯木材機関本部事務局設置経費

【令和6年度予算概算決定額 22（22）百万円】

＜対策のポイント＞

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援します。

＜事業目標＞

気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応を目指します。

＜事業の内容＞

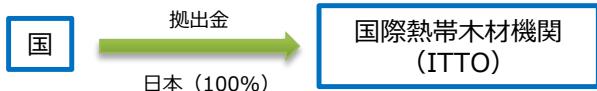
1. 背景・課題

- ① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「国際熱帯木材協定」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として設立された国際機関です。本部は、横浜市に所在します。
- ② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、ITTOが持続可能な熱帯林経営の促進に向けて果たす役割は極めて重要です。

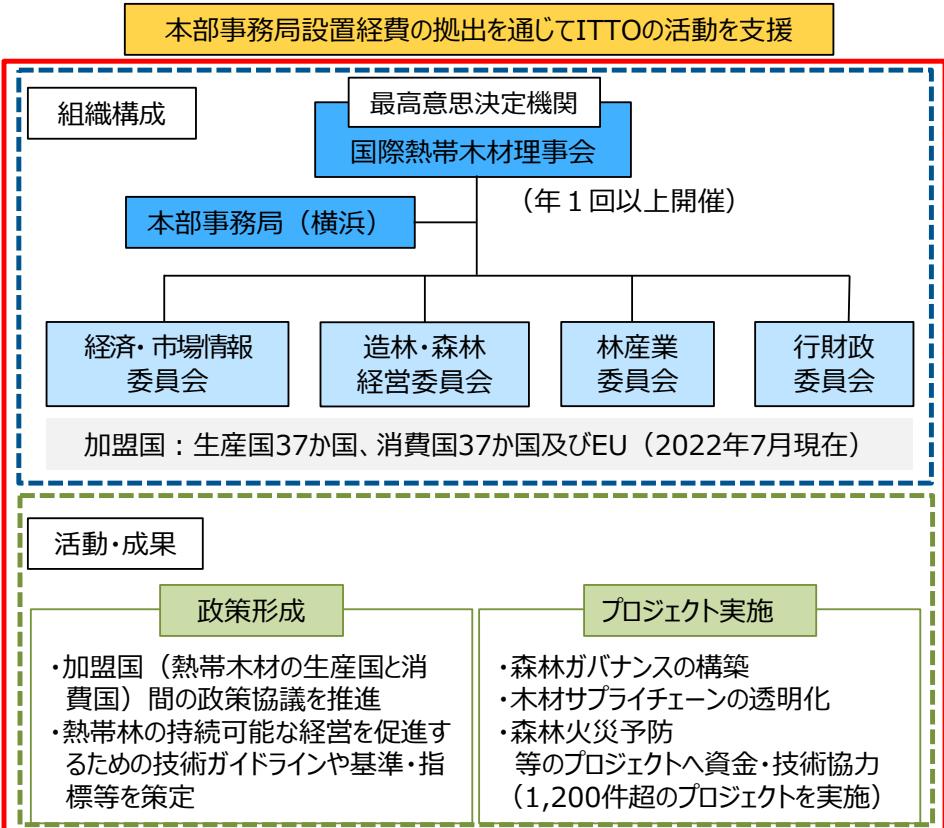
2. 事業の内容

我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定」（1988年）に基づき、ITTOの本部事務局設置経費を拠出します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



[お問い合わせ先] （1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）林野庁木材利用課（03-3502-8063）

令和5年度

木材産業課関係補正予算の概要

令 和 5 年 1 1 月

林野庁

目 次

頁

1 林業・木材産業国際競争力強化総合対策<一部公共> 1

　　うち 建築用木材供給・利用の強化(木材製品の消費拡大対策) 2

　　うち 木材需要の創出・輸出力の強化(木材製品等の輸出支援対策) 3

2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 4

　　うち スギ材の需要拡大 5

林業・木材産業国際競争力強化総合対策<一部公共>

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円】

<対策のポイント>

木材産業の国際競争力強化や木材輸出の拡大に向けた原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 林業・木材産業の生産基盤強化<一部公共>

路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進

航空レーザ計測による森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、林業機械の自動化・遠隔操作化技術、木質系新素材の開発・実証を支援します。

3. 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

JAS構造材の建築物への利用実証・普及、CLTを用いた中高層・非住宅建築物の実証、外構部の木質化の推進等を支援します。

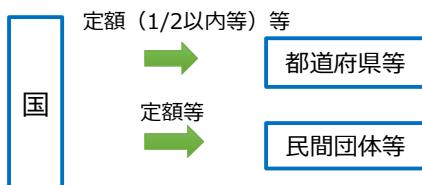
4. 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動、きのこの知的財産保護の取組を支援します。

5. 林業の担い手の育成・確保

新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生設備・装置の導入等を支援します。

<事業の流れ>



※国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

林業・木材産業の生産基盤強化

- 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備
- 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械等の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備

路網の整備

林業のデジタル化・イノベーションの推進

- 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する航空レーザ計測・解析
- 林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等



森林資源情報のデジタル化

建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

- 非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けた
- CLTを活用した設計・建築等の実証
- JAS構造材の実証的な活用
- 木製塀の外構部等の木質化の実証 等



CLTを活用した設計・建築実証

木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

- 日本産木材製品の認知度向上のための訪日外国人向けのプロモーション活動
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証 等



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

林業の担い手の育成・確保

- 新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修
- 労働安全衛生設備・装置の導入 等



労働安全研修

[お問い合わせ先] 林野庁計画課 (03-6744-2082)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製柵等の普及

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先]

（1、2事業） 林野庁木材産業課 （03-6744-2294）
（3の事業） 林野庁木材利用課 （03-6744-2626）

木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円の内数】

<対策のポイント>

輸出に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動を支援します。また、きのこの知的財産保護の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 日本産木材製品のプロモーション活動支援

日本産木材製品の認知度向上を図り、海外販路を拡大するため、訪日外国人向けに旅を基軸としたフィールドにおける効果的なプロモーション活動を支援します。

2. 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。

3. 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出拡大に向け、文化・消費動向等の市場調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動、きのこ品種の育成者権侵害実態の把握や簡易DNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

<事業イメージ>

日本産木材製品のプロモーション活動支援

- ・訪日外国人向けプロモーション活動による日本産木材製品の認知度向上

**輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援**

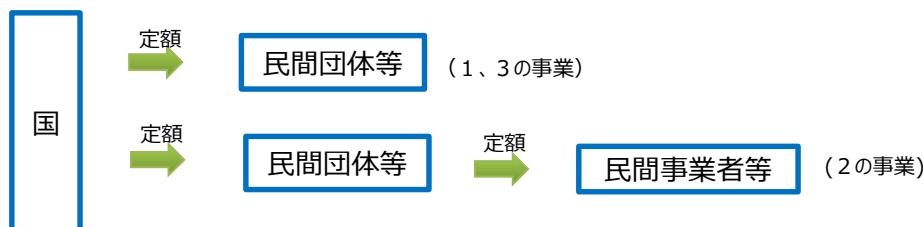
- ・輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証

**特用林産物の需要拡大**

- ・消費動向等の市場調査
- ・特用林産物の情報発信等の販売促進活動
- ・輸入きのこの簡易DNA鑑定技術の開発・実証



<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1の事業) 林野庁木材利用課 | (03-6744-2299) |
| (2の事業) 林野庁木材産業課 | (03-6744-2295) |
| (3の事業) 林野庁経営課 | (03-3502-8059) |

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

【令和5年度補正予算額 6,000,110千円】

<対策のポイント>

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止等の総合的な対策を緊急に支援します。

<政策目標>

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域を設定し、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への森林の集約化を支援します。

2. スギ材の需要拡大

住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備、建築物へのスギ材利用の機運醸成を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の広域流通を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等を支援します。

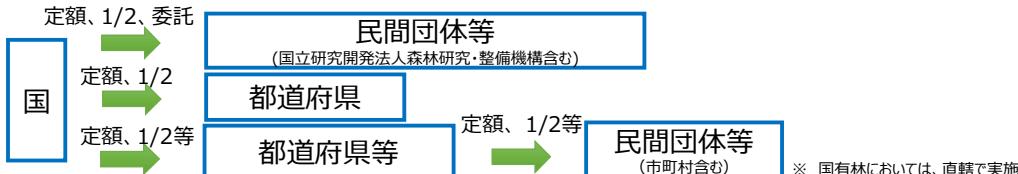
5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

航空レーザ計測による森林資源情報の高度化、森林現場におけるスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援します。

(関連事業) 林業・木材産業国際競争力強化総合対策 <一部公共>

45,810,895千円の内数

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 発生源対策

スギ人工林の伐採 ・植替え等の加速化

- スギ人工林伐採重点区域を設定し、
・伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
- ・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進



<路網の整備>



<再造林>

スギ材需要の拡大

- ・住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
- ・集成材工場、保管施設等の整備
- ・建築物へのスギ材利用の機運の醸成



<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・森林研究・整備機構における原種増産施設の整備
- ・都道府県における採種園・採穂園の整備
- ・民間事業者によるコンテナ苗増産施設の整備
- ・スギの未熟種子から苗木を大量増産する技術の開発
- ・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進



<原種増産施設>



<閉鎖型採種園>

2. 飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

- ・花粉飛散予測の高度化に向けた航空レーザ計測・解析を推進



<林相区分図の整備>

スギ花粉の飛散防止

- ・森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

[お問い合わせ先] 林野庁計画課 (03-6744-2082)

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうち スギ材の需要拡大

【令和5年度補正予算額 6,000,110千円の内数】

＜対策のポイント＞

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

＜事業の内容＞

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等における、スギJAS構造材等の利用の促進を支援します。

3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

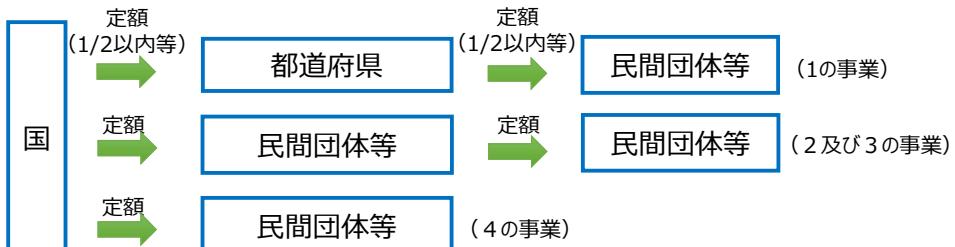
4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



スギ材の需要拡大による発生源対策 の計画的な推進

「お問い合わせ先」

(1~3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

令和5年度

木材利用課関係補正予算の概要

令和5年11月

林野庁

目 次

○ 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策	2
○ 林業・木材産業国際競争力強化総合対策<一部公共>	3
うち 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）	4
うち 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）	5
○ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策	6
うち スギ材の需要拡大	7
【参考】	
○ マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業	
うち 品目団体輸出力強化緊急支援事業	8

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和5年度補正予算額 2,000,048千円】

<対策のポイント>

燃油・資材の価格高騰や供給難への対応として、木質バイオマスエネルギーへの転換促進に向けた取組、きのこ生産者のコスト低減等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³[令和3年度] →42百万m³[令和12年度]）
- きのこ類の生産量（46.2万t[令和4年度] →49万t [令和12年度]）

<事業の内容>

1. 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

燃油から木質バイオマスエネルギーへの転換を促進するため、木質バイオマスの収集・運搬の効率化に資する機材導入、木質燃料製造施設の整備及び木質バイオマス利用施設の導入を支援します。

2. 特用林生産資材高騰対策

① 省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等の省エネ機器の導入により生産性向上を支援します。

② 生産資材導入支援

高騰する小麦ふすま、おが粉など次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

木質バイオマスエネルギー転換促進対策

① 収集・運搬の効率化に資する機材導入

- ・移動式チッパー
- ・油圧式チップタンク
- ・林地残材収集運搬車 等



移動式チッパー及び油圧式チップタンク

② 木質燃料製造施設整備

- ・チップ、ペレット、薪製造機材設備、乾燥施設の導入 等



ペレット製造施設及びペレット

③ 木質バイオマス利用施設導入

- ・公共施設等における木質資源利用ボイラー、燃料貯蔵庫 等の導入 等



木質資源利用ボイラー

特用林生産資材高騰対策

コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、

① 木質資源利用ボイラー やヒートポンプ等の省エネ機器の導入等を支援



ヒートポンプ

木質資源利用ボイラー

② 次期生産に必要な生産資材の導入費の一部※を支援

※生産資材（原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、栄養体、栽培袋等）の価格上昇分の1/2相当（経営費に占める電気代の割合に応じて、補助率を7/10相当まで嵩上げ）



おが粉



菌床

[お問い合わせ先] (1の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策 <一部公共>

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円】

<対策のポイント>

木材産業の国際競争力強化や木材輸出の拡大に向けた原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 林業・木材産業の生産基盤強化<一部公共>

路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進

航空レーザ計測による森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、林業機械の自動化・遠隔操作化技術、木質系新素材の開発・実証を支援します。

3. 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

JAS構造材の建築物への利用実証・普及、CLTを用いた中高層・非住宅建築物の実証、外構部の木質化の推進等を支援します。

4. 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動、きのこの知的財産保護の取組を支援します。

5. 林業の担い手の育成・確保

新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生設備・装置の導入等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

林業・木材産業の生産基盤強化

- 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備
- 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械等の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備

路網の整備

林業のデジタル化・イノベーションの推進

- 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する航空レーザ計測・解析
- 林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等



森林資源情報のデジタル化

建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

- 非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けた
- CLTを活用した設計・建築等の実証
- JAS構造材の実証的な活用
- 木製塀の外構部等の木質化の実証 等



CLTを活用した設計・建築実証

木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

- 日本産木材製品の認知度向上のための訪日外国人向けのプロモーション活動
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証 等



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

林業の担い手の育成・確保

- 新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修
- 労働安全衛生設備・装置の導入 等



労働安全研修

[お問い合わせ先] 林野庁計画課 (03-6744-2082)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち
建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT建築実証支援

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策



CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製埠等の普及

[お問い合わせ先]

(1、2事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
(3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

＜事業の流れ＞



○木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円の内数】

<対策のポイント>

輸出に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動を支援します。また、きのこの知的財産保護の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 日本産木材製品のプロモーション活動支援

日本産木材製品の認知度向上を図り、海外販路を拡大するため、訪日外国人向けに旅を基軸としたフィールドにおける効果的なプロモーション活動を支援します。

2. 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。

3. 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出拡大に向け、文化・消費動向等の市場調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動、きのこ品種の育成者権侵害実態の把握や簡易DNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

<事業イメージ>

日本産木材製品のプロモーション活動支援

- ・訪日外国人向けプロモーション活動による日本産木材製品の認知度向上

**輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援**

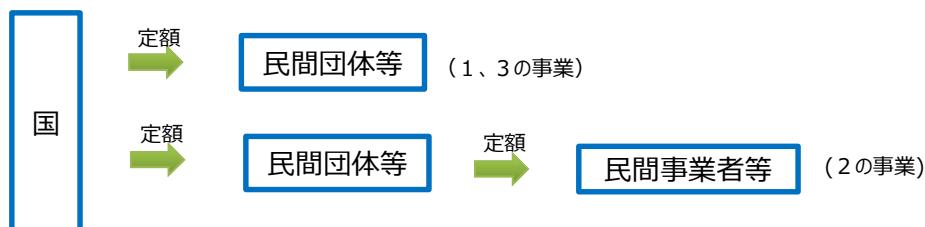
- ・輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証

**特用林産物の需要拡大**

- ・消費動向等の市場調査
- ・特用林産物の情報発信等の販売促進活動
- ・輸入きのこの簡易DNA鑑定技術の開発・実証



<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

- | | | |
|--------|----------|----------------|
| (1の事業) | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2299) |
| (2の事業) | 林野庁木材産業課 | (03-6744-2295) |
| (3の事業) | 林野庁経営課 | (03-3502-8059) |

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

【令和5年度補正予算額 6,000,110千円】

<対策のポイント>

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止等の総合的な対策を緊急に支援します。

<政策目標>

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域を設定し、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への森林の集約化を支援します。

2. スギ材の需要拡大

住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備、建築物へのスギ材利用の機運醸成を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の広域流通を支援します。

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等を支援します。

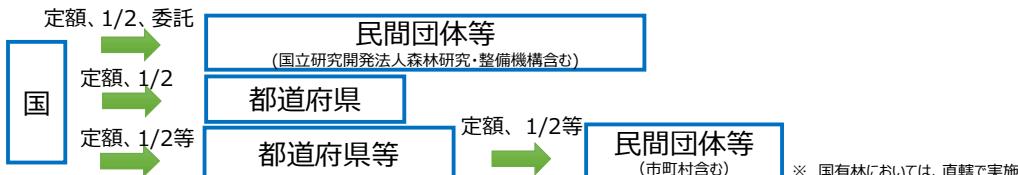
5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

航空レーザ計測による森林資源情報の高度化、森林現場におけるスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援します。

(関連事業) 林業・木材産業国際競争力強化総合対策 <一部公共>

45,810,895千円の内数

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

1. 発生源対策

スギ人工林の伐採

- ・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域を設定し、
・伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進

・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進



<路網の整備>

<再造林>

スギ材需要の拡大

・住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進

・集成材工場、保管施設等の整備

・建築物へのスギ材利用の機運の醸成



<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大

・森林研究・整備機構における原種増産施設の整備



<原種増産施設>

・都道府県における採種園・採穂園の整備

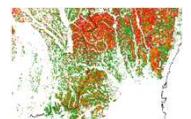


<閉鎖型採種園>

2. 飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

・花粉飛散予測の高度化に向けた航空レーザ計測・解析を推進



<林相区分図の整備>

スギ花粉の飛散防止

・森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援



<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

[お問い合わせ先] 林野庁計画課 (03-6744-2082)

スギ材の需要拡大

【令和5年度補正予算額 6,000,110千円の内数】

<対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

2. 花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等における、スギJAS構造材等の利用の促進を支援します。

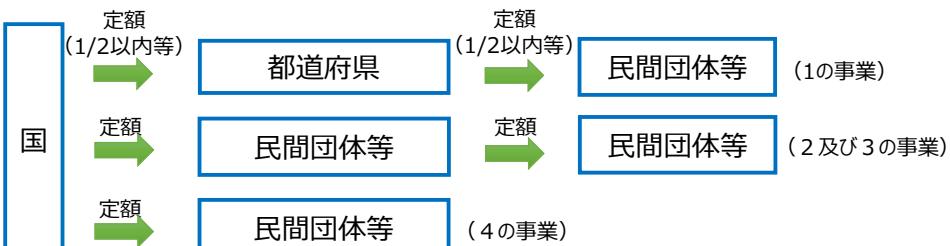
3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。

4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備



<事業イメージ>

川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進



花粉症対策木材の活用に向けた技術開発



花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成



スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

[お問い合わせ先]

(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)

(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

品目団体輸出力強化緊急支援事業

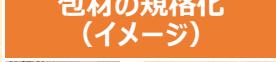
【令和5年度補正予算額 4,070百万円】

<対策のポイント>

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞		＜事業イメージ＞	
<p>輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき認定された品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた取組を、以下のメニューにより支援します。</p> <p>※認定された団体及び認定に向け取り組む団体</p>	<p>① 輸出ターゲット国・地域の市場・規制調査 ② 海外におけるジャパンブランドの確立 ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等 ④ 海外における販路開拓活動 ⑤ 輸出促進のための規格の策定等 ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備 ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援 ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験 ⑨ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備 ⑩ JETROやJFOODOとの連携強化推進【4億円】</p>	 <p>現地でのPR活動</p>	
<p>＜支援メニュー＞</p>	<p>①-例 ②-例 ③-例 ④-例 ⑤-例 ⑥-例 ⑦-例 ⑧-例 ⑨-例 ⑩-例</p>	 <p>包材の規格化（イメージ）</p>	
<p>＜事業の流れ＞</p>	<p>リレー出荷によるスイーツ店での長期間フェア</p>	 <p>洗浄方法の実証</p>	
<p>国 → 定額、1/2以内</p>	<p>民間団体等</p>	 <p>バイヤー向けセミナー・商談会</p>	
<p>リレー出荷によるスイーツ店での長期間フェア</p>	<p>6月 メロン 7月 もも 8月 シャイニーブルト 9月 なし 10月 かんしょ 11月 みかん 12月 メリークリスマス 1月 いちご 2月 さくらんぼ</p>	 <p>[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出企画課 (03-6744-1779)</p>	